

9月定例教育委員会会議録

公開案件

非公開案件

開催日時	平成29年9月26日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	中室教育長、杉江委員、吉田委員、都築委員、畑中委員 【計5人出席】
	事務局	土田補佐、中垣、北谷
	理事 事者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育政策課長、池本教育総務課長、今中教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、中山一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、宮廻教育相談課長
開催形態	公開（傍聴人 1名）	
議事録署名委員	杉江委員、都築委員	
議 題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）市長専決処分の報告について</p> <p>（2）平成29年度9月補正予算要求決定額について</p> <p>2 議事</p> <p>議案第22号 人事異動について 非公開</p> <p>議案第23号 奈良市社会教育推進計画について</p> <p>議案第24号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について</p> <p>議案第25号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>3 協議事項</p> <p>「学校教育で育む力について」</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）市長専決処分の報告については了承した。</p>	

	<p>(2) 平成29年度9月補正予算要求決定額については了承した。</p> <p>2 議事</p> <p>議案第22号 人事異動については可決した。</p> <p>議案第23号 奈良市社会教育推進計画については可決した。</p> <p>議案第24号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正については可決した。</p> <p>議案第25号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正については可決した。</p> <p>3 協議事項</p> <p>「学校教育で育む力について」情報交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会 教育総務課
議事の内容	
教 育 長	<p>皆さんお揃いのおようですので始めたいと思います。</p> <p>本日は前回に引き続き5名の校長が出席しております。</p> <p>それでは、本日の委員会は全員が出席しておりますので委員会は成立します。ただいまから、9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は杉江委員、都築委員でお願いします。</p> <p>次に会議録の確認を行います。なお、昨年度の会議録のため、退任されました金春委員につきましては事前に了承をいただいております。</p> <p>平成29年1月定例委員会（1月17日開催）の会議録の署名委員いかがでしょうか。</p>
畑 中 委 員	結構です。
教 育 長	平成29年2月定例教育委員会（2月21日開催）の会議録の署名委員いかがでしょうか。
都 築 委 員	結構です。
教 育 長	平成29年3月定例教育委員会の会議録の署名委員いかがでしょうか。
畑 中 委 員	結構です。
教 育 長	案件に入る前に1名の方から傍聴の申し出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づき1名の傍聴券を交付しましたので、ご報告いたします。それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。

教 育 長

それでは本日の案件に入ります。

本日の案件は教育長報告2件、議事4件、協議事項1件です。
なお、本日の案件のうち、議案第22号は人事に関する案件であるため、非公開として審議すべきと思いますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は非公開とすることに決定いたしました。なお、議案第22号は関係課のみの審議とさせていただきます。

本日の審議順につきましては、公開案件の後、非公開案件の審議を行います。よろしくお願いいたします。

それでは公開案件に入ります。教育長報告(1)「市長専決処分の報告について」文化財課長説明願います。

公 開 案 件

文 化 財 課 長

平成29年7月16日午前10時15分頃、奈良市般若寺町地内において発生した本市の公用車が相手方の自動二輪車に接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定しております。

教 育 長

この件についてご意見ございませんでしょうか。ご意見がないようですので、教育長報告(1)「市長専決処分の報告について」了承いたします。続きまして教育長報告(2)「平成29年度9月補正予算要求決定額について」中央図書館長説明願います。

中 央 図 書 館 長

中央図書館では図書館の資料児童図書充実のためいただいた寄付100万円を中央図書館で50万、西部図書館で50万、児童図書の充実に活用させていただくために要求させていただき、要求どおり決定をいただいております。以上でございます。

教 育 長

この件につきましてご意見ございませんでしょうか。この件については了承いたします。

次に地域教育課長お願いします。

地 域 教 育 課 長

予算2種類ございまして、児童健全育成はバンビーホームにおいてパソコンのプリンターを購入したものに対しての補助金でございます。子ども・子育て支援整備交付金は、あやめ池・二名・都祁の3バンビーホームの建設に伴う国庫補助金の返還でございます。以上でございます。

教 育 長

この件についてご意見ございませんでしょうか。
ちなみに国から出たのはいくらですか。

地 域 教 育 課 長

実績額は、児童健全育成対策費補助金が73万4,000円。
子ども・子育て支援整備交付金が7,633万6,000円でございます。

教 育 長

よろしいですか。ご意見ないようですので、教育長報告2、9月補正予算要求決定額は了承いたします。
次に議案第23号「奈良市社会教育推進計画について」生涯学習課長説明をお願いします。

生 涯 学 習 課 長

奈良市社会教育推進計画案ですが、平成6年3月に策定の奈良市生涯学習教育推進基本計画は、策定から20年以上経過し、社会情勢も大きく変化していることから、この計画を見直し新たな生涯学習振興施策を展開するため、生涯学習振興行政の中核を担う社会教育行政が果たすべき役割を示す「奈良市社会教育推進計画」を策定するものです。作成するにあたり、社会教育推進懇話会を開催し、外部の視点からご意見をいただくとともに、教育委員の皆様や、社会教育委員会議でご意見をいただきました。今月1日には奈良市社会教育推進計画をテーマに教育委員の皆様と社会教育委員の意見交換会も開催されたところです。今後、本計画の進捗状況は随時奈良市社会教育委員会議で報告し、意見を聴取し効果的な施策展開を進めてまいります。また、社会教育推進計画を教育委員会各課や図書館に配布するとともに、ホームページに掲載していきたいと思いません。よろしく願いいたします。

教 育 長

この件についてご意見ございますでしょうか。

杉 江 委 員

9月1日に社会教育委員と教育委員とで意見交換会をし、奈良市社会教育推進計画案を議論させていただいたのですが、どのように進めていくかというところですが、推進計画案の4ページに、奈良市第4次総合計画後期基本計画があり、その下に奈良市教育大綱がありますよね。そして、左に奈良市教育振興基本計画があり、右が奈良市社会教育推進計画で2本立てですよね。お聞きしたいのは、奈良市教育振興基本計画は総合教育会議で決定されていて、その趣旨に沿って現在事業が行われているということですが、社会教育推進計画はどのような形で奈良市の教育大綱の中に位置づけて事業を進めていくのか手続きについて教えていただけますか。

生涯学習課長	直接教育大綱の中にある地域の方との連携もありますので、そこを鑑みて形にさせていただいています。ただ今後については、平成32年までが計画案になりますので、33年から総合計画が変わります。それに向けて具体的に大綱の中に入っていくように関係課との調整をしながら進めていきたいと考えています。
杉江委員	奈良市社会教育推進計画というのはすでに認知されていると考えたらいいのですか。今おっしゃったことは、第4次総合計画が、33年度からおそらく第5次総合計画となるのでしょうかから、それとの関連で調整していくと。ということは、今の社会教育推進計画とは、全体としてはすでに認知されていて、それでもって進めていくという理解でよろしいですね。
生涯学習課長	この教育委員会の会議で確定していただいてそれに則って進めていきたいと思えます。
杉江委員	社会教育委員の方とも議論していきながら、推進計画についてもサポートしていきたいと思えます。
教育総務部長	教育大綱は市長部局が作成するのですが、教育委員会の意向を反映していただくということになっていきますので、働きかけが弱かったということを反省点とし、今後働きかけていく必要があると考えています。
教育長	この位置付けのところが随分ご議論いただいたところだと思いますし、曖昧な分かりにくい表現になっていますので今後明確にしていきたいと思えます。よろしいですか。 議案第23号奈良市社会教育推進計画について採決いたします。本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって議案第23号は原案通り可決することに決定いたしました。 次に、議案第24号「奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について」保健給食課長お願いします。
保健給食課長	学校給食費においては、平成26年度から市が直接徴収管理をする公会計に移行しており、給食費を保健給食課が管理しています。 この奈良市学校給食の管理に関する要綱の第8条に規定する別記様式として定められました督促状と催告書の様式の変更をしよう

とするものです。必要かつ効率的な文書を追加修正することにより納付を促し収納率を向上させ、より公平公正で円滑な学校給食運営を行うため改正するものです。

3 ページ現行、4 ページ改正案をご覧ください。督促状については、文言を追加しております。4 ページの改正案にタイトルの下、3 行目と4 行目指定期限までに納付、連絡等がない場合はやむを得ず強制執行等の法的措置の手續きに着手することとなりますのであらかじめご了承くださいの文言を追加しております。

続いて催告書です。4 ページの現行5 ページの改正案をご覧ください。タイトル奈良市学校給食費催告書の下、現行では「お支払いくださいますようお願いいたします」と表記していますが、改正案では「必ず支払ってください」と少し強めの文言に修正しております。次に、納付方法ですが、現行の全文を削除し、次のように修正いたしました。今回送付した納付書のみを使用し、指定の金融機関で納付してください。※以前に送付した納付書等は必ず破棄していただき、二重払いにならないように注意してください」といたしました。5、6 については新たに追加したものです。

5 は、「当初納付期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、年利5%の遅延損害金を別途徴収する場合があります」といたしました。6 は、「指定期限までに納付、連絡等がない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置の手續きに着手することになりますのであらかじめご了承ください。なお、指定期限までに一括納付が困難な場合は必ず下記連絡先の担当課まで連絡いただき、納付相談を行ってください。」といたしました。7 については現行6 の連絡先を表記したものです。このように、督促状、催告書とも今までは期限までの納付がない場合、法的措置に移行することがある旨の記載がされておりました。そのため、今回の改正は、債務の履行を促すための文言を追加修正するものです。また運用については、昨年度は催告書のみ発送していましたが、利便性を高め、納付を促すため納付通知書も同時に送付することといたしました。

改善点は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

教 育 長

何かございませんでしょうか。

杉 江 委 員

今の議論は、納付の徹底ということだと思いますが、例えば、奈良市学校給食費の管理に関する要綱の10条では、条例第5条に規定する特別の理由があると認めるときは、次のとおりとあります。災害・火事・事故等により徴収対象者が一時的に学校給食費を納付する資力を失った場合であって生活保護制度及び就学援助制度の適用を受けることができないとき、という文言がありますが、一般的に生活保護を受けておられるとか、そうではなくても低

	所得者層への減免措置があると思うのですが、この要綱を見てみるとそれはなさそうですが、どこかで保障していますか。
保健給食課長	減免措置はとっておりません。生活保護の家庭・就学援助の家庭についてはそれぞれの制度から支援されます。それ以外の方は徴収させていただきます。
杉江委員	生活保護や就学援助まではいかないグレーゾーンの方たちについての減免規定ですとか、特別措置はありませんか。
保健給食課長	はい。
杉江委員	もう少し広げようというお考えはありませんか。
保健給食課長	今のところございません。
杉江委員	と言いますのは、急に何らかの理由で所得がなくなった場合、その制度が受けられないのでその場合の特別措置は受けられないのかということです。
学校教育部長	就学援助での制度がありますので説明をお願いします。
教育総務課長	市民税の所得割額は認定基準が上回っている場合でも特別な事情失業、離婚、死別等により家計が急変し、経済的にお困りの場合は審査後認定されましたら就学援助制度でカバーできると思います。
教 育 長	給食費を一時払いしてもらって戻すということですね。 他の委員さんよろしいですか。
都 築 委 員	催告書の文言を厳しくされたということですが、滞納はどれくらい増えているのですか。
保健給食課長	年間で600万くらいです。
都 築 委 員	パーセンテージでどのくらいですか。
保健給食課長	収納率で99.7%。
都 築 委 員	増えているのですか、減っているのですか。

保健給食課長	公会計にしてからはそれほど変わっていません。 す。
保健給食課長	電話督促や訪問をしているので金額は減ってきているのですが。
教 育 長	年度末で締めて99.7%です。金額にして年間600万。3年で1800万ですね。今回、払っていただければ、法的措置も講じますという文言を追加したということですね。税と同じ扱いをしているという理解をしていただけたらいいと思います。 中学校給食が始まりましたから、小学校で払っていただかないと中学校まで引きずっていかれるということもありますから、兄弟で引きずられるとかなり大きいですからね。兄弟二人三人いて小学校から中学校までずっといかれると大きいですから、放っておくと余計払えなくなるという悪循環になりますので早いうちに法的措置もあり得るということですね。
畑 中 委 員	集金業務も行っているということですか。
保健給食課長	個別に家を回っています。
畑 中 委 員	保健給食課の職員の方がですか。
保健給食課長	はい。
畑 中 委 員	集金できるのですか。
保健給食課長	お願いして回っているところです。
教 育 長	一切学校に負担をかけていることはありませんので、全部保健給食課で担っているということです。大変な業務量だと思いますが。それではご意見ないようですので議案第24号「奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について」本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第24号は原案通り可決することに決定いたしました。では次に議案第25号「奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について」地域教育課長お願いします。

地域教育課長	<p>資料1 ページ、改廃調書を付けていますが、民間放課後児童クラブ奈良市ではバンビーホームと呼んでいます。民間放課後児童クラブに対しての補助金を本市から交付しています。</p> <p>本市の補助する金額も国の改正された補助金基準額に応じて別表を改正しようとするものです。別表については、資料2 ページ右側が改正案で左側が現行です。この額については今回の国の改正額と同額となっています。以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>国の交付要綱改正に基づいてということですが、ご意見ございませんか。では議案第25号「奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について」採決いたします。</p> <p>本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって議案第25号は原案通り可決することに決定いたしました。</p> <p>次に協議事項に入ります。</p>
協 議 事 項	<p>3 協議事項 「学校教育で育む力について」</p> <p>テーマについて教育政策課長から説明、意見交換及び協議を行った。</p>
非 公 開 案 件 教 職 員 課 長	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規程により非公開とする。</p> <p>議案第22号「人事異動について」教職員課長より概要説明</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>本件は、原案どおり可決することに決定した。</p>
教 育 長	<p>これで本日の教育委員会は閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>